

7 新旧対照表

(1) 呉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（議第34号関係）

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 訪問介護</p> <p>第1節～第4節（略） （新設）</p> <p>第5節（略）</p> <p>第4章～第7章（略）</p> <p>第8章 通所介護</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 <u>削除</u></p> <p>第6節（略）</p> <p>第9章（略）</p> <p>第10章 短期入所生活介護</p> <p>第1節～第5節（略） （新設）</p> <p>第6節（略）</p> <p>第11章～第15章（略）</p> <p>付則</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 訪問介護</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p><u>第4節の2 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条の3）</u></p> <p>第5節（略）</p> <p>第4章～第7章（略）</p> <p>第8章 通所介護</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 <u>共生型居宅サービスに関する基準（第114条の2－第132条）</u></p> <p>第6節（略）</p> <p>第9章（略）</p> <p>第10章 短期入所生活介護</p> <p>第1節～第5節（略）</p> <p><u>第5節の2 共生型居宅サービスに関する基準（第182条の2・第182条の3）</u></p> <p>第6節（略）</p> <p>第11章～第15章（略）</p> <p>付則</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略） （新設）</p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p><u>(7) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。</u></p> <p><u>(8)</u>（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪</p>	<p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪</p>

<p>問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は，当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者_____</p> <p>_____への連絡，適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は，当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（<u>法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。</u>）への連絡，適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>（居宅介護支援事業者等との連携）</p> <p>第15条 指定訪問介護事業者は，指定訪問介護を提供するに当たっては，居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者_____との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（居宅介護支援事業者等との連携）</p> <p>第15条 指定訪問介護事業者は，指定訪問介護を提供するに当たっては，居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「<u>居宅介護支援事業者等</u>」という。）との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（管理者及びサービス提供責任者の責務）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 サービス提供責任者は，第25条に規定する業務のほか，次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p> <p>（新設）</p> <p>(3) ～ (8) （略）</p>	<p>（管理者及びサービス提供責任者の責務）</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 サービス提供責任者は，第25条に規定する業務のほか，次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p> <p><u>(2の2)居宅介護支援事業者等に対し，指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況，口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</u></p> <p>(3) ～ (8) （略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（不当な働き掛けの禁止）</u></p> <p>第36条の2 指定訪問介護事業者は，居宅サービス計画の作成又は変更に関し，指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第166条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して，利用者に必</p>

	<p><u>要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働き掛けを行ってはならない。</u></p>
(新設)	<p><u>第4節の2 共生型居宅サービスに関する基準</u> <u>(共生型訪問介護の基準)</u></p>
(新設)	<p><u>第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第182条の2において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が，当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用)</p> <p>第42条の3 第5条、第6条(第1項を除く。)及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条及び第32条</p> <p>から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで及び第48条並びに第4節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規</p>	<p>(準用)</p> <p>第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで及び第48条並びに第4節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規</p>

<p>定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(看護師等の員数)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第10項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第193条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(看護師等の員数)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第14項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第193条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、<u>居宅介護支援事業者</u>その他保健医療サービス又は福祉サービ</p>	<p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、<u>居宅介護支援事業者</u>等</p>

<p>スを提供する者</p> <p>との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第79条 第9条, 第10条, 第12条から第14条まで, 第16条から第20条まで, 第22条, 第27条, 第32条から第41条</p> <hr/> <p>まで及び第56条の規定は, 指定訪問看護の事業について準用する。この場合において, これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と, 第9条中「第30条」とあるのは「第77条」と, 第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第79条 第9条, 第10条, 第12条から第14条まで, 第16条から第20条まで, 第22条, 第27条, 第32条から第36条まで, 第37条から第41条まで及び第56条の規定は, 指定訪問看護の事業について準用する。この場合において, これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と, 第9条中「第30条」とあるのは「第77条」と, 第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と読み替えるものとする。</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は, 当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに, <u>指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士, 作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士等」という。)</u>を置かなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は, 当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに<u>置くべき従業者の員数は, 次のとおりとする。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) <u>医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数</u></p> <p>(2) <u>理学療法士, 作業療法士又は言語聴覚士 1以上</u></p> <p>2 前項第1号の医師は, 常勤でなければならない。</p>
<p>2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け, かつ, 指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーショ</p>	<p>3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け, かつ, 指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーショ</p>

ンをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第60条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等の要件)

第82条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設_____であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 (略)

第90条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第91条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」と

ンをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第60条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等_____)

第82条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、_____介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 (略)

第90条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師_____

_____, 歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第91条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」と

いう。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。)の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる基準

ア (略)

イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) (略)

(3) 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準第63条第1項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。))をいう。)をいう。)である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 (略)

(設備及び備品等)

第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サ

いう。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。)の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる基準

ア (略)

イ 薬剤師 _____, 歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) (略)

(削除)

2 (略)

(設備及び備品等)

第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局 _____であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サ

ービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

(2) ～ (7) (略)

2 (略)

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方

針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

(3) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

(運営規程)

第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) ～ (4) (略)

(新設)

(5) (略)

(準用)

第114条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪

ービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

(2) ～ (7) (略)

2 (略)

(削除)

(運営規程)

第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) ～ (4) (略)

(5) 通常の事業の実施地域

(6) (略)

(準用)

第114条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪

問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 削除

(新設)

問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 共生型居宅サービスに関する
基準

(共生型通所介護の基準)

第114条の2 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サー

ビス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立支援(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

(新設)

第114条の3 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第3

9条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節（第114条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第113条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

（準用）

第136条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで____、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条、第41条、第56条、第99条及び第4節（第103条第1項及び第114条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第

（準用）

第136条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条、第41条、第56条、第99条及び第4節（第103条第1項及び第114条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第

<p>107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第139条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設_____である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第139条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（管理者等の責務）</p> <p>第143条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師，理学療法士，作業療法士_____又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（管理者等の責務）</p> <p>第143条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（従業者の員数）</p> <p>第149条 （略）</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第149条 （略）</p>

<p>2・3 (略)</p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設_____、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5～9 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5～9 (略)</p>
<p>(指定短期入所生活介護の開始及び終了)</p> <p>第154条 (略)</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、<u>居宅介護支援事業者</u>その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p>	<p>(指定短期入所生活介護の開始及び終了)</p> <p>第154条 (略)</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、<u>居宅介護支援事業者等</u>_____との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p>
<p>(定員の遵守)</p> <p>第166条 (略)</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、<u>指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）</u>の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第166条 (略)</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、<u>指定居宅介護支援事業所</u>_____の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定</p>

<p>短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p>	<p>短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第169条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から_____第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第169条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5節の2 共生型居宅サービスに関する基準</u></p> <p><u>(共生型短期入所生活介護の基準)</u></p> <p><u>第182条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス</u> (以下この条及び次条において「<u>共生型短期入所生活介護</u>」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「<u>指定短期入所事業所</u>」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所</u></p>

生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

(新設)

第182条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第148条及び第150条並びに第4節（第169条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第165条に規定する運営規程をいう。第153条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第153条第1項中「第165条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第156条第3項、第157条第1項及び第164条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第168条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるの

は「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第189条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第148条並びに第4節(第155条第1項及び第169条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第155条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第161条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第166条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と

(準用)

第189条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第148条並びに第4節(第155条第1項及び第169条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第155条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第161条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第166条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第168条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2

読み替

えるものとする。

(従業者の員数)

第191条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

2 (略)

第3節 設備に関する基準

第192条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア (略)

イ 食堂及び浴室を有すること。

ウ (略)

(新規)

項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第191条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 (略)

第3節 設備に関する基準

第192条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア (略)

イ _____浴室を有すること。

ウ (略)

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第2

<p>2・3 (略)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (対象者)</p> <p>第193条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設_____の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p>	<p>08条及び第216条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4節 運営に関する基準 (対象者)</p> <p>第193条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p>
<p>(定員の遵守)</p> <p>第203条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第203条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>介護医療院である指定短期入所療養介護事業所</u>にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>
<p>第208条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業</p>	<p>第208条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業</p>

<p>を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>	<p>を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p><u>(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(定員の遵守)</p> <p>第216条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第216条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ・(2) (略)</p> <p><u>(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者</u></p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第219条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員のうち一人以上及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でな</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第219条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者でな</u></p>

<p>なければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。</p>	<p>なければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。</p>
<p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第226条 (略) 2～5 (略) (新設)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第226条 (略) 2～5 (略) 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>7 (略)</p>
<p>(準用) 第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から<u>第41条</u>まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第160条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p> <p>第238条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護</p>	<p>(準用) 第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から<u>第36条</u>まで、<u>第37条</u>から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第160条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第1款 この節の趣旨及び基本方針 (この節の趣旨)</p> <p>第238条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護</p>

<p>であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成，利用者の安否の確認，利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により，当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話，機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。_____）の事業を行うものの基本方針，人員並びに設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。</p>	<p>であって，当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成，利用者の安否の確認，利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により，当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話，機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。<u>以下同じ。</u>）の事業を行うものの基本方針，人員並びに設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。</p>
<p>（準用） 第248条 第12条，第13条，第22条，第27条，第34条から_____第41条まで，第55条，第56条，第110条，第111条，第223条，第224条から第227条まで，第230条，第231条及び第233条から第235条までの規定は，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設従業者」と，第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と，第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と，第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と，第227条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型指定特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と，第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用） 第248条 第12条，第13条，第22条，第27条，第34条から<u>第36条まで</u>，<u>第37条から</u>第41条まで，第55条，第56条，第110条，第111条，第223条，第224条から第227条まで，第230条，第231条及び第233条から第235条までの規定は，外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において，第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設従業者」と，第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と，第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と，第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と，第227条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型指定特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と，第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。</p>
<p>（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は，次に掲げるところによ</p>	<p>（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は，次に掲げるところによ</p>

るものとする。

(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料_____等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

(2) ～(5) (略)

(新設)

(福祉用具貸与計画の作成)

第256条 (略)

2・3 (略)

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者_____に交付しなければならない。

5・6 (略)

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条_____から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品

るものとする。

(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

(2) ～(5) (略)

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第256条 (略)

2・3 (略)

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5・6 (略)

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品

<p>名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</p>	<p>名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第249条、第251条、第252条並びに第4節(第253条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、<u>第36条、第37条</u>、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第249条、第251条、第252条並びに第4節(第253条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条<u>から</u>第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2</p>	<p>(準用)</p> <p>第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、<u>第36条、第37条</u>から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2</p>

<p>項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と</p> <hr/> <p>第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</p>	<p>項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、<u>第33条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と</u>、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</p>
<p>付 則</p> <p>第10条 平成11年3月31日前において既に存していた有料老人ホームであって、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が定めるものについては、第221条第3項又は第242条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。</p> <p>(1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（以下</p> <hr/> <p>「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。</p> <p>(2) ～(4) (略)</p>	<p>付 則</p> <p>第10条 平成11年3月31日前において既に存していた有料老人ホームであって、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が定めるものについては、第221条第3項又は第242条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。</p> <p>(1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（<u>老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。次条において同じ。</u>）（以下この号において「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。</p> <p>(2) ～(4) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第13条 第219条の規定にかかわらず、療</p>

養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び付則第15条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

(新設)

第14条 第240条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設的生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

(新設)

第15条 第221条及び242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3

月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(2) 呉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（議第35号関係）

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 介護予防短期入所生活介護 第1節～第6節（略） （新設）</p> <p>第7節（略）</p> <p>第9章～第13章（略）</p> <p>付則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 介護予防短期入所生活介護 第1節～第6節（略） <u>第6節の2 共生型介護予防サービスに関する基準（第131条の2・第131条の3）</u></p> <p>第7節（略）</p> <p>第9章～第13章（略）</p> <p>付則</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略） （新設）</p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p><u>(7) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。</u></p> <p><u>(8)</u>（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>第60条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）</p>	<p>第60条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）</p>

<p>ごとに、<u>指定介護予防訪問リハビリテーション</u>の提供に当たる<u>理学療法士</u>、<u>作業療法士</u>又は<u>言語聴覚士</u>（以下この章において「<u>理学療法士等</u>」という。）を置かなければならない。</p>	<p>ごとに<u>置くべき従業者の員数</u>は、次のとおりとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>(1) <u>医師</u> <u>指定介護予防訪問リハビリテーション</u>の提供に当たらせるために必要な<u>1以上の数</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>(2) <u>理学療法士</u>、<u>作業療法士</u>又は<u>言語聴覚士</u> <u>1以上</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>2 前項第1号の医師は、<u>常勤でなければならない</u>。</p>
<p>2 <u>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者</u>が<u>指定訪問リハビリテーション事業者</u>（<u>指定居宅サービス等基準第76条第1項</u>に規定する<u>指定訪問リハビリテーション事業者</u>をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、<u>指定介護予防訪問リハビリテーション</u>の事業と<u>指定訪問リハビリテーション</u>（<u>指定居宅サービス等基準第75条</u>に規定する<u>指定訪問リハビリテーション</u>をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定居宅サービス等基準条例第81条第1項</u>に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>前項</u></p>	<p>3 <u>指定介護予防訪問リハビリテーション事業者</u>が<u>指定訪問リハビリテーション事業者</u>（<u>指定居宅サービス等基準第76条第1項</u>に規定する<u>指定訪問リハビリテーション事業者</u>をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、<u>指定介護予防訪問リハビリテーション</u>の事業と<u>指定訪問リハビリテーション</u>（<u>指定居宅サービス等基準第75条</u>に規定する<u>指定訪問リハビリテーション</u>をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、<u>指定居宅サービス等基準条例第81条第1項</u>に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項</u></p>
<p>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第61条 <u>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所</u>は、<u>病院</u>、<u>診療所</u>又は<u>介護老人保健施設</u>_____であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、<u>指定介護予防訪問リハビリテーション</u>の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第61条 <u>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所</u>は、<u>病院</u>、<u>診療所</u>、_____<u>介護老人保健施設</u>又は<u>介護医療院</u>であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、<u>指定介護予防訪問リハビリテーション</u>の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>第68条 <u>指定介護予防サービス</u>に該当する<u>介護予防居宅療養管理指導</u>（以下「<u>指定介護予防居宅療養管理指導</u>」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、</p>	<p>第68条 <u>指定介護予防サービス</u>に該当する<u>介護予防居宅療養管理指導</u>（以下「<u>指定介護予防居宅療養管理指導</u>」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、</p>

自立した日常生活を営むことができるよう、医師，歯科医師，薬剤師，看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を除いた保健師，看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。），歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が，通院が困難な利用者に対して，その居宅を訪問して，その心身の状況，置かれている環境等を把握し，それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより，利用者の心身機能の維持回復を図り，もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第69条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は，次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ，次に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

ア (略)

イ 薬剤師，看護職員，歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) (略)

(3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第60条第1項にいう指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

自立した日常生活を営むことができるよう、医師，歯科医師，薬剤師

_____，歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が，通院が困難な利用者に対して，その居宅を訪問して，その心身の状況，置かれている環境等を把握し，それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより，利用者の心身機能の維持回復を図り，もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第69条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は，次に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ，次に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

ア (略)

イ 薬剤師_____，歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) (略)

(削除)

<p>2 (略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第70条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、<u>薬局又は指定訪問看護ステーション等</u>であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第70条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所<u>又は薬局</u>であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第72条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) その他運営に関する重要事項</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第72条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 通常事業の実施地域</u></p> <p><u>(6) その他運営に関する重要事項</u></p>
<p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>	<p>(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p>
<p>第76条 (略)</p>	<p>第76条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。</u></p> <p><u>(3) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告するこ</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

<p>と。</p> <p>第79条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設_____である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第79条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（従業者の員数）</p> <p>第95条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設_____、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下_____</p> <p>「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5～9 （略）</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第95条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下<u>この節及び次節</u>において</p> <p>「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。</p> <p>5～9 （略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第6節の2 共生型介護予防サービス</u></p>

(新設)

に関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第131条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい，指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において，当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を，指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が，当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合にお

	<p>ける当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>(3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用)</p>
(新設)	<p>第131条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第29条から第36条まで、第84条及び第86条、第94条及び第96条並びに第4節（第109条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第29条中「第26条」とあるのは「第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第99条第1項及び第103条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第108条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第23条」とあるのは「第23条」と、同項第5号中「次条において準用する第33条第2項」とあるのは「第33条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第35条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第140条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養</p>	<p>第140条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養</p>

介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1)～(4) (略)
(新設)

2 (略)

第3節 設備に関する基準

第141条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1)～(3) (略)
(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。
ア (略)
イ 食堂及び浴室を有すること。
ウ (略)
(新設)

2・3 (略)

第4節 運営に関する基準

介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1)～(4) (略)

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 (略)

第3節 設備に関する基準

第141条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1)～(3) (略)
(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。
ア (略)
イ _____浴室を有すること。
ウ (略)

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第158条及び第162条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

2・3 (略)

第4節 運営に関する基準

<p>(対象者)</p> <p>第142条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設_____の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第142条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。</p>
<p>(定員の遵守)</p> <p>第146条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第146条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所</u>にあつては、<u>利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</u></p>
<p>第158条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第158条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

<p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(定員の遵守)</p> <p>第162条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第162条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</u></p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第170条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は常勤の者でなければならない。</u>ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第170条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、<u>看護職員及び介護職員のうちそれぞれ</u>一人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、</p>

<p>介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。</p>	<p>介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする</p>
<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第177条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第177条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>
<p>(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第216条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第203条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料_____等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第216条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第203条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、<u>全国平均貸与価格等</u>に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯</u></p>

<p>(介護予防福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第217条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者_____に交付しなければならない。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p><u>の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。</u></p> <p>(介護予防福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第217条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る<u>介護支援専門員</u>に交付しなければならない。</p> <p>5～8 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>(新設)</p>	<p>付 則</p> <p><u>(療養病床等から医療機関併設型指定介護予防特定施設へ転換する場合の特例)</u></p> <p><u>第16条 第170条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び付則第18条において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われる</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>と認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) <u>生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数</u></p> <p>第17条 第193条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第18条 第172条及び第195条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って医療機関併設型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>

(3) 呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（議第36号関係）

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第4章の2（略）</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>(新設)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第4章の2（略）</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第4節の2 <u>共生型地域密着型サービスに関する基準（第61条の20</u></p>

<p>第5節 (略)</p> <p>第1款～第4款 (略)</p> <p>第5章～第10章 (略)</p>	<p style="text-align: right;"><u>の2・第61条の20の3)</u></p> <p>第5節 (略)</p> <p>第1款～第4款 (略)</p> <p>第5章～第10章 (略)</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に<u>3年以上</u></p> <hr/> <p>_____に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げる施設等のいずれかがある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前</u></p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に<u>1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者にあつては、3年以上）</u>に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次_____に掲げる施設等のいずれかがある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず_____</p>

8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(11) (略)

(新設)

6 (略)

7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9～11 (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第193条第10項の規定により指定居宅サービス等基準第60条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができ

_____，当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(11) (略)

(12)介護医療院

6 (略)

7 _____当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず _____，随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9～11 (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第193条第14項の規定により指定居宅サービス等基準第60条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができ

<p>る者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>る者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。</p>
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>3年以上</u></p> <hr/> <p>サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、<u>1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者にあつては、3年以上)</u> サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第4節の2 共生型地域密着型サービスに関する基準</u></p> <p><u>(共生型地域密着型通所介護の基準)</u></p> <p>第61条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。))第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。))第5条</p>

第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練

(生活訓練) (指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。), 指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため, 指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

(新設)

第61条の20の3 第11条から第15条まで, 第17条から第20条まで, 第22条, 第24条, 第30条, 第36条から第40条まで, 第43条, 第55条及び第61条の2, 第61条の4, 第61条の5第4項並びに前節(第61条の20を除く。)の規定は, 共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において, 第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条において同じ。)」と, 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と, 第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と, 第61条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し, 夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業

	<p>所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項及び第61条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(利用定員)</p> <p>第61条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けられることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を<u>9人</u>以下とする。</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第61条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けられることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を<u>18人</u>以下とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第61条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において</p> <p>_____、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第61条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第36条中「運営規程」とあるのは「第61条の34に規定する重要事項に関する規程」と</u>、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(従業者の員数等)</p>	<p>(従業者の員数等)</p>

第 6 3 条 単独型指定認知症対応型通所介護

(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)),同法第20条の4に規定する養護老人ホーム,病院,診療所,介護老人保健施設_____,社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は,次の各号に掲げる職種に応じ,当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) (略)

2～8 (略)

(利用定員等)

第 6 7 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業

所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は,指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに,指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____

_____において
ては施設ごとに1日当たり3人以下_____

第 6 3 条 単独型指定認知症対応型通所介護

(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)),同法第20条の4に規定する養護老人ホーム,病院,診療所,介護老人保健施設,介護医療院,社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は,次の各号に掲げる職種に応じ,当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) (略)

2～8 (略)

(利用定員等)

第 6 7 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業

所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は,指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに,指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)において

ては施設ごとに1日当たり3人以下とし,ユ

	<p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p>
<p>とする。</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項</p>	<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項</p>
<p>_____において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章に</p>	<p>_____及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第84条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章に</p>

において同じ。)を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び

___当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

___の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定

において同じ。)を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並び

に当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業

所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定

小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 （略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる当該施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。第193条第7項第4号において同じ。）	介護職員
(略)	(略)	(略)

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の

小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 （略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる当該施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。第193条第7項第4号において同じ。）又は介護医療院	介護職員
(略)	(略)	(略)

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下_____「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 (略)

(管理者)

第85条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）として3年以上認知症である者の介護の業務に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問

指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 (略)

(管理者)

第85条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）として3年以上認知症である者の介護の業務に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第86条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問

<p>介護員等として認知症である者の介護の業務に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>介護員等として認知症である者の介護の業務に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第105条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第105条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第113条 (略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護の業務に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第113条 (略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第114条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護の業務に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>

<p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第119条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第119条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>8 (略)</p>
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第127条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第127条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第132条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 看護職員及び第1項第2号の介護職員（以下この章において「介護職員」という。）は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第132条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 看護職員及び第1項第2号の介護職員（以下この章において「介護職員」という。）は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」</p>

<p>という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、それぞれ常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次の各号に掲げる施設が本体施設の場合には、当該区分に応じ、当該各号に定める本体施設の地域密着型特定施設従業者により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士 _____ _____又は介護支援専門員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、それぞれ常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次の各号に掲げる施設が本体施設の場合には、当該区分に応じ、当該各号に定める本体施設の地域密着型特定施設従業者により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、_____作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>介護医療院 介護支援専門員</u></p> <p>8～10 (略)</p>
<p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>7 (略)</p>
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号

_____）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）

_____を併設する場合

_____又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合

_____の第1項第3号の介護職員（以下この章において「介護職員」という。）及び看護職員（第189条第2項第1号又は第2号の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第16項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章におい

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）に_____ユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット

型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項

において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員

（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）

_____又は指定地域密着型介護老人福祉施設に_____ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介

護老人福祉施設の第1項第3号の介護職員（以下この章において「介護職員」という。）及び看護職員（第189条第2項第1号又は第2号の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第16項、第154条第1項第6号並びに第182条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章におい

<p>て「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>て「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>5～7 (略)</p>	<p>5～7 (略)</p>
<p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の当該各号に掲げる生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる施設が本体施設の場合には、当該区分に応じ、当該各号に定める本体施設の従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士 _____ 又は介護支援専門員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の当該各号に掲げる生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる施設が本体施設の場合には、当該区分に応じ、当該各号に定める本体施設の従業者により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、 _____ 作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員</p>
<p>9～16 (略)</p>	<p>9～16 (略)</p>
<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設 _____ を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>	<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>
<p>第159条 (略)</p>	<p>第159条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>

<p>6 (略)</p>	<p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>7 (略)</p> <p><u>(緊急時等の対応)</u></p> <p>第167条の2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</u></p>
<p>(運営規程)</p> <p>第170条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) ・ (7) (略)</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第170条 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>(1) ～(5) (略)</p> <p><u>(6) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(7) ・ (8) (略)</u></p>
<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p>

その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 介護医療院

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅

	<p>介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。</p>
(新設)	<p>9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。</p>
(新設)	<p>10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。</p>
8・9 (略)	<p>11・12 (略)</p>
(新設)	<p>13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者（第201条第1項において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p>
10 (略) (管理者)	<p>14 (略) (管理者)</p>

第194条 (略)

(新設)

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第3節 設備等に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人_____以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

第194条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第195条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第3節 設備等に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員

_____）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人

_____まで

（設備及び備品等）

第197条（略）

2 前項の居間及び食堂並びに宿泊室に関する基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)（略）

(2) 宿泊室 次に掲げる基準

ア～エ（略）

（新設）

3・4（略）

（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）

第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで

（設備及び備品等）

第197条（略）

2 前項の居間及び食堂並びに宿泊室に関する基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)（略）

(2) 宿泊室 次に掲げる基準

ア～エ（略）

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

3・4（略）

（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）

第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護

<p>事業所の管理者は、介護支援専門員_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に同項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～10（略）</p>	<p>事業所の管理者は、介護支援専門員（第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）に第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に同項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2～10（略）</p>
<p>（準用）</p> <p>第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と_____、第108条中「第84条第6項の表中欄」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第108条中「第84条第6項の表中欄」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>
<p>付 則</p> <p>第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83</p>	<p>付 則</p> <p>第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83</p>

号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第6条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第5条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第6条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第5条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第154条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第6条 一般病床，精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床，精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床，精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに，当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし，指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において，第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず，当該転換に係る廊下の幅については1.2メートル以上とし，中廊下の幅は1.6メートル以上とする。

（新設）

第6条 一般病床，精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床，精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床，精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに，当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし，指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において，第154条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず，当該転換に係る廊下の幅については1.2メートル以上とし，中廊下の幅は1.6メートル以上とする。

第7条 第132条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに，当該病院等の施設を介護医療院，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員，機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は，次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着

<p>(新設)</p>	<p><u>型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</u></p>
	<p>(2) <u>生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数</u></p> <p>第8条 第134条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>

(4) 呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（議第37号関係）

現行	改正案
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設_____、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護を</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護を</p>

<p>いう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる職種に応じ、当該各号に定めるとおりする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>いう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる職種に応じ、当該各号に定めるとおりする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>
<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____において施設ごとに1日当たり3人以下_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)において施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が一日当たり12人以下となる数とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予</p>

防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる当該施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)
(管理者)

第46条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）として3年以上認知症である者の介護の業務に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる当該施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等が併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</u>	介護職員
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)
(管理者)

第46条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）として3年以上認知症である者の介護の業務に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

<p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護の業務に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護の業務に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p>
<p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保</p>	<p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保</p>

<p>健施設_____，指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として，認知症である者の介護の業務に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって，別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>健施設，<u>介護医療院</u>，指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として，認知症である者の介護の業務に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって，別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護従業者その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>
<p>(協力医療機関等)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，サービスの提供体制の確保，夜間における緊急時の対応等のため，介護老人福祉施設，介護老人保健施設_____，病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，サービスの提供体制の確保，夜間における緊急時の対応等のため，介護老人福祉施設，介護老人保健施設，<u>介護医療院</u>，病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>

(5) 呉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(議第38号関係)

現行	改正案
<p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供に当たっては，利用者の意思及び</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は，指定居宅介護支援の提供に当たっては，利用者の意思及び</p>

人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者

_____に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設

_____等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準 (従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（次条第2項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 (略)
(管理者)

第6条 (略)

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員

_____でなければならない。

3 (略)

第4章 運営に関する基準

人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第

1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村

_____、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

_____等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準 (従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの

_____を置かなければならない。

2 (略)
(管理者)

第6条 (略)

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 (略)

第4章 運営に関する基準

<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等</p>
<p>こと等</p> <p>について説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>について説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>5 第3項第1号の電子情報処理組織とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>6 第4項第1号の電子情報処理組織とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>
<p>6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第3項に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第4項に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を</p>	<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を</p>

基本とし、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、

やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(13) (略)

(新設)

(14)～(18) (略)

(新設)

(19)介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」とい

基本とし、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(13) (略)

(13の2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(14)～(18) (略)

(18の2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(19)介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等

<p>う。)の意見を求めなければならない。 (新設)</p> <p>(20)～(27) (略)</p>	<p>_____の意見を求めなければならない。 (19の2) 前号の場合において、介護支援専門 員は、居宅サービス計画を作成した際 には、当該居宅サービス計画を主治の医師等 に交付しなければならない。</p> <p>(20)～(27) (略)</p>
---	---

(6) 呉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（議第
39号関係）

現行	改正案
<p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設_____</p> <p>_____、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求める</p>

<p>_____こと等について説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>_____ことができること等について説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>
<p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>6 指定介護予防支援事業者は、第3項各号に掲げる方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第3項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>7 指定介護予防支援事業者は、第4項各号に掲げる方法により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために_____</p> <p>_____介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関</p>	<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、_____</p> <p>_____介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関</p>

する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(14) (略)
(新設)

(15)～(20) (略)

(21)担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下_____「主治の医師等」という。）の意見を求めること。

(新設)

(22)～(28) (略)

する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(14) (略)

(14の2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15)～(20) (略)

(21)担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）の意見を求めること。

(21の2) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(22)～(28) (略)

(7) 呉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（議第40号関係）

現行	改正案
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第5条 (略)	第5条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設	4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設

<p>(第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合_____</p> <p>_____又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。_____))を併設する場合の_____</p> <p>_____介護職員及び看護職員(第53条第2項_____の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>(第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)に_____ユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設に_____ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準第167条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5～10 (略)</p>
<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設_____を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その</p>

<p>6 (略)</p>	<p><u>他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(緊急時等の対応)</u> 第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>
<p>(運営規程) 第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (新設) <u>(6)・(7) (略)</u></p>	<p>(運営規程) 第29条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) <u>(6) 緊急時等における対応方法</u> <u>(7)・(8) (略)</u></p>
<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第48条 (略) 2～7 (略) (新設)</p>	<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第48条 (略) 2～7 (略) 8 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p>
<p>8 (略) (運営規程)</p>	<p>9 (略) (運営規程)</p>

第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～ (6) (略)

(新設)

(7) ・ (8) (略)

付 則

第5条 一般病床（医療法第7条第2項第5号の病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号の病床のうち健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号の病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第6条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月3

第52条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) ～ (6) (略)

(7) 緊急時等における対応方法

(8) ・ (9) (略)

付 則

第5条 一般病床（医療法第7条第2項第5号の病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号の病床のうち健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号の病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第6条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月3

1日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第7条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第6条第1項第8号及び第46条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。

1日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第7条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第6条第1項第8号及び第46条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。

(8) 呉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（議第41号関係）

現行	改正案
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第4条 (略)	第4条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユ	4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユ

ユニット型介護老人保健施設（第44条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及び

_____ユニット型介護老人保健施設を併設する場合_____

_____の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 (略)

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設_____

_____又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所_____に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとす

ユニット型介護老人保健施設（第44条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この

項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を

除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 (略)

6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若

しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

(3) (略)

7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとす

る。

(1) 理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される病院又は
診療所の理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。

(2) (略)

第4章 施設及び設備に関する基準
(条例で定める施設)

第5条 介護老人保健施設が法第97条第1項の規定に基づき有しなければならない施設は，同項の規定に基づく厚生労働省令で定めるもののほか，次のとおりとする。ただし，サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては，本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，調理室，洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を，医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては，併設される病院又は
診療所の施設を利用することにより，当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は
診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは，これらの施設を有しないことができる。

(1) ～(10) (略)

2・3 (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

(新設)

る。

(1) 理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。

(2) (略)

第4章 施設及び設備に関する基準
(条例で定める施設)

第5条 介護老人保健施設が法第97条第1項の規定に基づき有しなければならない施設は，同項の規定に基づく厚生労働省令で定めるもののほか，次のとおりとする。ただし，サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては，本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは，調理室，洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を，医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては，併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより，当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは，これらの施設を有しないことができる。

(1) ～(10) (略)

2・3 (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 介護老人保健施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると

<p>6 (略)</p>	<p>ともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>7 (略)</p>
<p>(条例で定める施設)</p> <p>第45条 ユニット型介護老人保健施設が法第97条第1項の規定により有しなければならない施設は、同項に規定する厚生労働省令で定めるもののほか、次のとおりとする。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては、併設される病院又は _____ 診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は _____ 診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(条例で定める施設)</p> <p>第45条 ユニット型介護老人保健施設が法第97条第1項の規定により有しなければならない施設は、同項に規定する厚生労働省令で定めるもののほか、次のとおりとする。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）にあっては、併設される<u>介護医療院又は病院若しくは診療所の施設</u>を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該<u>介護医療院又は病院若しくは診療所</u>の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(介護保健施設サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型介護老人保健施設は、<u>身体的拘束</u></p>

等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

8 (略)

付 則

第6条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

第7条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他

9 (略)

付 則

第6条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

第7条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他

の要介護者，要支援者その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については，第5条第2項第2号の規定にかかわらず，次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第8条 一般病床，精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が，当該病院の一般病床，精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床，精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに，当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び付則第10条において同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については，第6条第1項第1号の規定は，適用しない。

第9条 一般病床，精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が，当該病院の一般病床，精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては，第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは，「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし，エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方

の要介護者，要支援者その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については，第5条第2項第2号の規定にかかわらず，次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第8条 一般病床，精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が，当該病院の一般病床，精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床，精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに，当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所させ，又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び付則第10条において同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については，第6条第1項第1号の規定は，適用しない。

第9条 一般病床，精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が，当該病院の一般病床，精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては，第6条第1項第2号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは，「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし，エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方

メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第10条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。

メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第10条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。

(9) 呉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（議第42号関係）

現行	改正案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及び _____ ユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の _____ 介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>8～10 (略)</p>
<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>	<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>

第 17 条 (略)
2～5 (略)
(新設)

6 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第 48 条 (略)
2～7 (略)
(新設)

8 (略)

付 則

第 9 条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用

第 17 条 (略)
2～5 (略)

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第 48 条 (略)
2～7 (略)

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 (略)

付 則

第 9 条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用

に供することをいう。付則第11条において同じ。)を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設については、平成30年3月31日までの間は、第4条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。

第10条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床(旧令第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)の転換(当該精神病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。付則第12条において同じ。)を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第4条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(6) (略)

第11条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第5条第2項第3号及び第44条第2項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

第12条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床の転換を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第7条第2項第4号中「1.8メートル」とあ

に供することをいう。付則第11条において同じ。)を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設については、平成36年3月31日までの間は、第4条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。

第10条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床(旧令第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)の転換(当該精神病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。付則第12条において同じ。)を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成36年3月31日までの間は、第4条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(6) (略)

第11条 療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の療養病床の転換を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、平成36年3月31日までの間は、第5条第2項第3号及び第44条第2項第2号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

第12条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床の転換を行おうとして、その旨を市長に届け出た病院である指定介護療養型医療施設の当該届出に係る病床に係る病室に隣接する廊下については、平成36年3月31日までの間は、第7条第2項第4号中「1.8メートル」とあ

るのは「1. 2メートル」と、「2. 7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2. 1メートル以上）」とあるのは「1. 6メートル以上」とする。

るのは「1. 2メートル」と、「2. 7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、2. 1メートル以上）」とあるのは「1. 6メートル以上」とする。

(10) 呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（議第43号関係）

現行	改正案
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設_____又は診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設_____ 調理員又はその他の従業者</p> <p>(2) (略)</p> <p>13 (略)</p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者</p> <p>(2) (略)</p> <p>13 (略)</p>
<p>(サービス提供の方針)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(サービス提供の方針)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>

	<p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。</u></p>
--	---

(11) 呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（議第44号関係）

現行	改正案
<p style="text-align: center;">（職員の配置の基準）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7～11（略）</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p style="text-align: center;">（職員の配置の基準）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7～11（略）</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p>

<p>(1) (略) (新設)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 介護医療院 栄養士又は調理員, 事務員 その他の従業者</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p>
<p>(処遇の方針)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(処遇の方針)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>養護老人ホームは, 身体的拘束等の適正化を 図るため, 次に掲げる措置を講じなければ ならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検 討する委員会を3月に1回以上開催すると ともに, その結果について, 支援員その他 の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整 備すること。</u></p> <p><u>(3) 支援員その他の従業者に対し, 身体的拘 束等の適正化のための研修を定期的実施 すること。</u></p>

(12) 呉市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（議第45号関係）

現行	改正案
<p>(職員の専従)</p> <p>第7条 特別養護老人ホームの職員は, 専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし, 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。) <u>及び</u> <u>ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合</u> _____</p> <p>_____, 特別養護老人ホーム <u>及び</u> <u>ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム</u> (第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。</p>	<p>(職員の専従)</p> <p>第7条 特別養護老人ホームの職員は, 専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし, 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)) <u>に</u> <u>ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特 別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老 人ホームの介護職員及び看護職員(第41条 第2項(第53条において準用する場合を含 む。))の規定に基づき配置される看護職員に 限る。以下この条において同じ。)</u>, 特別養護老人ホーム <u>に</u> <u>ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム</u> (第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。</p>

以下この条において同じ。)を併設する場合

_____, 地域密着型特別養護老人ホーム(第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい, ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合_____

_____又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合_____

_____介護職員及び看護職員(第41条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き, 入所者の処遇に支障がない場合は, この限りでない。

(運営規程)

第8条 特別養護老人ホームは, 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(新設)

(6)・(7) (略)

(職員の配置の基準)

第12条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員, 事務員その他の職員の数は, サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム, 介護老人保健施設_____

_____又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ, 本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の本体施設であ

以下この条において同じ。)を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員, 地域密着型特別養護老人ホーム(第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい, ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)

に_____ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームに_____ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員

_____を除き, 入所者の処遇に支障がない場合は, この限りでない。

(運営規程)

第8条 特別養護老人ホームは, 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 緊急時等における対応方法

(7)・(8) (略)

(職員の配置の基準)

第12条 (略)

2～6 (略)

7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員, 事務員その他の職員の数は, サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム, 介護老人保健施設若しくは介護医

療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ, 本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の本体施設であ

<p>る特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p>	<p>る特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p>
<p>第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設_____を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>(処遇の方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(処遇の方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>7 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に</p>

<p>関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) ・ (8)</u> (略)</p>	<p>関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) ～(6) (略)</p> <p><u>(7) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(8) ・ (9)</u> (略)</p>
<p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8 (略)</p>	<p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。</u></p> <p>9 (略)</p>
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設的生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) ・ (4)</u> (略)</p> <p>10～14 (略)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設的生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</u></p> <p><u>(4) ・ (5)</u> (略)</p> <p>10～14 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>第5条 一般病床（医療法第7条第2項第5号の病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同</p>	<p>付 則</p> <p>第5条 一般病床（医療法第7条第2項第5号の病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同</p>

項第1号の病床であつて、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び付則第7条において同じ。）又は療養病床（同法第7条第2項第4号の病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第6条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メート

項第1号の病床であつて、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び付則第7条において同じ。）又は療養病床（同法第7条第2項第4号の病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第6条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メート

ル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第7条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。

ル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第7条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）とする。